

## 会議結果のお知らせ

### 1 開催した会議の名称

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議（第17回）

### 2 開催日時

平成19年9月21日（金）午後2時から午後5時

### 3 開催場所

花巻市大迫総合支所 2階 大会議室

### 4 議題及び報告事項

#### （1）報告事項

PI検討チームによる検討結果について

9月13日の会議結果を報告。瓦版の発行（11月1日全戸配布）、市共催によるシンポジウムの開催（11月）、市民会議と市議会等との意見交換を希望していること等を説明。

条例素案起草委員会による検討結果について

9月13日及び18日の起草委員会結果を報告。職員プロジェクトチームの意見や高橋教授の条例骨子私案等を参考に、起草委員会条例素案を作成。（中間報告からの主な修正点として、中間報告第3～5章を第2章に集約したこと、第3章に第2章を実現するための基本原則を置いたこと、第7・8章を新たに作成したこと等を説明。）

#### （2）協議（確認）事項

条例素案骨子について

起草委員会骨子案を承認（条項の追加・修正により一部変更の可能性有）。

前文について

佐藤(建)委員の案を軸に、次回市民会議において検討する。

条項について

起草委員会素案を概ね了とし一部を修正。また、検討を要する内容について確認。

- ・第2条(1)まちづくりの定義 次回市民会議で定義付け（条項の有無も検討）。
- ・第2章（第4条から第6条） 次回市民会議で検討。
- ・第14条「(3)市民の参画と協働について必要な事項は、別に条例で定めます。」を追加。
- ・第22条「客観的な」行政評価の規定について、次回市民会議で再検討。
- ・第24条(1)の請求権は、18歳以上住民の10分の1以上。

その他

10月12日の市長提言後の活動について意見交換（自主的な活動が基本となること、市民の関心・理解を高める活動を行うべき等の意見が交わされた）。

#### （3）次回市民会議の開催

9月25日（火）午後2時 花巻市生涯学園都市会館 3階 第2中ホール

### 5 傍聴人数

1名（報道機関）

### 6 問い合わせ先

花巻市地域振興部地域振興課 内線453・456